社会教育主事となる資格を得るまでの流れ

大学で社会教育に関する 科目の単位を修得した者

○大学で修得する社会教育に関する科目について

生涯学習概論

4 単位

社会教育計画 4 単位

社会教育演習、社会教育実習、又は社会教育課題研究のう ち一以上の科目 4 単位

社会教育特講 I (現代社会と社会教育)

- Ⅱ(社会教育活動・事業・施設) > 12 単位
- Ⅲ(その他の必要な科目)

「 (イ)・(ロ)・(ハ)の通算期間が1年 以上

- 社会教育主事補の職
- (口) 官公署,学校,社会教育施設 又は社会教育関係団体におけ る職で司書、学芸員その他の計 会教育主事補の職と同等以上
- (八) 官公署,学校,社会教育施設 又は社会教育関係団体が実施 する社会教育に関係のある事 業における業務であって,社会 教育主事として必要な知識又 は技能の習得に資するもの

社教法第9条の 4 第 3 号

短大卒程度 以上の者

社会教育主事 護習を修了

上記(イ)・(ロ)・(ハ) の通算期間が3年以上

> 社教法第9条の 4 筆 1 号

教員の普通免 許を取得した者

社会教育主事 講習を修了

(二) 教育に関する職を 5年以上経験

社教法第9条の 4 第 2 号

社教法第9条の

4第4号

社会教育主事補の職と同等以上の職・・・図中の(ロ)

地方公共団体の教育委員会(事務局及び教育機関を含む。)において、社会教育に係る 学習又は、文化活動その他の生涯学習に資する諸活動の機会の提供に関する事務に従 事する者の職

☆以下の職を含む 社会教育委員 公民館運営審議会委員 図書館協議会委員 博物館協 議会委員 教育委員 生涯学習審議会委員等(公民館等において事業企画・ 宝施を担当する非常勤職員等を含む)

その他(抜粋) 社会福祉主事 児童福祉司 介護福祉士 社会福祉士 学芸員 勤労青少 年ホーム指導員 司書

> 事業範囲が市町村規模以上の社会教育関係団体の事業計画、実施に当たる役 員、専門的職員(会長、副会長、事務局長等の役職員も含む) 民間事業所の

〇社会教育に関係のある事業における業務・・・図中の(ハ)

地方公共団体の教育委員会又は社会教育関係団体が実施する社会教育に係る学習又 は文化活動等の機会の提供に関する事業の企画及び立案並びに当該事業において実 施される学習又は諸活動の指導

☆業務の例 事業の目標設定 事業計画の作成 講師の確保 講師・指導者としての教授 参加者への活動援助(ボランティア・非常勤職員を含む)

その他(抜粋) 青年海外協力隊員 シニア海外ボランティア 日系社会青年ボランティア 開発涂上国に派遣された技術協力専門家等

○教育に関する職・・・図中の(二)

学校教育法に規定する学校の 学長 校長 (園長) 副学長 学部長 教授 准教授 助 手謹師(常勤) 教頭 教諭 助教諭 養護(助)教諭 事習助手 寄宿舎指導員 事務職員 (常勤) 学校又は共同調理場栄養職員

その他(抜粋) 少年院等で教育を担当する者 保育士

その他の者

○社会教育主事遭習を受護 できる者

1)2年以上社会教育に関係のあ る職及び業務を経験した者

2) 4年以上教育に関する職を経 験した者

※経験期間は通算できる。

上記(イ)~(ハ)に相当する 職又は業務の通算期間が4 年以上の経験

又は

上記(二)の教育に関する職 を4年以上経験

と製なり な育委員会 教 മ 育 委員 杳 会 定 社 会 を 会教育 申請 ഗ 認

定

①~③は、市 有 町村が資格を できる

格

審査して発令

4)は、県教育委 員会の資格認 定を得てから、 市町村が発令

できる。

会 教 育 主 発 令

社

社会教育主事 講習を修了